職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成26年7月11日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻 克恕

## 新潟県人事委員会規則第6-1740号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則(規則第6-183号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

正 後 正 前 (休職月等) (休職月等) 第4条の3 条例第7条の4第1項に規定する人事委|第4条の3 条例第7条の4第1項に規定する人事委 員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休 員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休 職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等と 職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等と する。 する。 (1) 法第55条の2第1項ただし書に規定する事由 (1) 法第55条の2第1項ただし書若しくはこれら 若しくはこれに準ずる事由により現実に職務をと に準ずる事由により現実に職務をとることを要し ることを要しない期間又は法第26条の5第1項に ない期間又は法第26条の5第1項に規定する自己 規定する自己啓発等休業(職員の自己啓発等休業 啓発等休業(職員の自己啓発等休業に関する条例 に関する条例(平成23年条例第22号)第11条第2 (平成23年条例第22号) 第11条第2項の規定によ

に関する条例(平成23年条例第22号)第11条第2 項の規定により読み替えて適用される条例第8条 第4項に規定する場合に該当するものに限る。)若 しくは法第26条の6第1項に規定する配偶者同行 体業により現実に職務をとることを要しない期間 のあつた休職月等(次号及び第3号に規定する現

実に職務をとることを要しない期間のあつた休職 職月等 月等を除く。) 当該休職月等

(2) • (3) (略)

(2) • (3) (略)

## 附則

この規則は、平成26年7月11日から施行する。